

令和7年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

| 議案番号  | 件名                                    | 主管    |
|-------|---------------------------------------|-------|
| 選挙第1号 | 那須塩原市選挙管理委員及び同補充員の選挙について              | 議会事務局 |
| 発議第1号 | 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 議会事務局 |
| 発議第2号 | 那須塩原市議会議員定数条例の一部改正について                | 議会事務局 |

選挙第 1号

那須塩原市選挙管理委員及び同補充員の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条の規定により、選挙を行うものとする。

令和 7年 2月21日

提出者 那須塩原市議会議長 山形 紀弘

記

選挙管理委員（4人）

| 当 選 人 | 生 年 月 日 | 住 所 |
|-------|---------|-----|
|       |         |     |
|       |         |     |
|       |         |     |
|       |         |     |

選挙管理委員補充員（4人）

| 番号 | 当 選 人 | 生 年 月 日 | 住 所 |
|----|-------|---------|-----|
| 1  |       |         |     |
| 2  |       |         |     |
| 3  |       |         |     |
| 4  |       |         |     |

選挙の結果について

1 投票総数 \_\_\_\_\_票

内 有効投票 \_\_\_\_\_票

無効投票 \_\_\_\_\_票

2 得票数 \_\_\_\_\_票 \_\_\_\_\_

3 法定得票数 \_\_\_\_\_票

4 当 選 人 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

発議 第1号

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市議会運営委員長 鈴木伸彦

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例)<br/>                     (期末手当)<br/>                     第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> | <p>(那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例)<br/>                     (期末手当)<br/>                     第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> |

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

| 改 正 案  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例)<br/>(期末手当)<br/>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> | <p>(那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例)<br/>(期末手当)<br/>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> |

発議 第2号

那須塩原市議会議員定数条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市議会運営委員長 鈴木伸彦

那須塩原市議会議員定数条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会議員定数条例（平成20年那須塩原市条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則中「26人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

## 那須塩原市議会議員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、那須塩原市議会議員の定数は、 <u>24</u> 人とする。 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、那須塩原市議会議員の定数は、 <u>26</u> 人とする。 |